明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令（農林水産八）　一
〔告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二六〇）　二
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二六一）　五
○肥料の登録が失効した件（同二六二）　五
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（同二六三）　五
〔公告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、東日本高速道路株式会社工事開始関係　五
地方公共団体
公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省令第八号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）を実施するため、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成三十一年二月六日

農林水産大臣　吉川　貴盛

日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令

次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員（沖縄総合事務局において、地方農政局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第六十五条第二項及び第四項

二　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第三十一条第一項及び第二項

三　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項

四　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第十九条第一項から第三項まで

五　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第十条第一項

六　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第二項

別記様式

表　面

身分証明書　第　号

官職
氏名　印
生年月日　年　月　日
発行年月日　年　月　日

写真

上記の者は、日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

農林水産大臣